

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

避難所等に関する資料の送付について

地域保健活動の推進については、日頃より御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

災害発生時においては、迅速な災害応急対策に向けて、御尽力いただいております。感謝します。

令和 8 年 7 月 28 日に熊本県を震源とする地震が発生し、嚴重な警戒が必要とされています。被災地域の各保健所におかれては、避難所の運営に当たっておられる管理者や運営の支援に携わっている方々が、避難所生活を送る被災者の方々の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行っていただけるよう、厚生労働省では参考となる各種資料をホームページに掲載していますので周知します。貴自治体にて御活用いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知をお願いします。

平時より資料を印刷しておく等御準備いただき、災害時に御活用いただくようよろしくお願いいたします。

記

○掲載先 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>

※「地域保健」のページより、下にスクロールしていただき、「健康危機管理」の「避難所等に関する資料」を御参照ください。

○掲載内容

1. 避難所生活を過ごされる方々の健康管理について

避難所の運営に当たっておられる管理者や運営の支援に携わっている方々におかれては、避難所生活を送る被災者の方々の健康管理に当たり、分野横断的に留意すべき事項等についてまとめた「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を御活用いただき、十分な対策を行っていただくようお願いします。

※ガイドラインの掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000805637.pdf>

2. 熱中症予防について

被災地において、季節によっては、避難所における気温の上昇や、気温が上昇する中での家の片付け作業等、特に熱中症に注意をする必要があります。こまめな水分の

補給等による熱中症予防対策について、チラシを活用する等により、周知していただくようお願いします。

また、停電等により、扇風機やエアコンが使用できない状況が発生した場合には、こまめな水分・塩分の補給、室内や外出時、衣服の工夫等による熱中症予防対策について、例えば以下のような対応を周知していただくよう、お願いします。

(1) こまめに水分等を補給する

- ・室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分を補給する
- ・大量に発汗する状況では、経口補水液※を補給する

※経口補水液を一時に大量に飲むと、ナトリウムの過剰摂取になる可能性もあります。腎臓、心臓等の疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、指示に従ってください。

(2) 室内では

- ・遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ・向き合う窓を開けるなど、風通しをよくする

(3) 外出時には

- ・日傘や帽子の着用
- ・日陰の利用、こまめな休憩
- ・天気のよい日は、日中の外出をできるだけ控える

(4) からだの蓄熱を避けるために

- ・通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ・保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※チラシの掲載先

○熱中症予防のために

(<https://www.mhlw.go.jp/content/necchushoyobou.pdf>)

○エアコンが使用できないときの熱中症予防

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001020651.pdf>)

3. エコノミークラス症候群の予防について

避難所等で過ごされる被災者については、特に、食事や水分を十分にとらない状態で、車などの狭い座席に長時間座っているなどして、足を動かさないと、下肢の血行不良が起こり、いわゆるエコノミークラス症候群が発症するリスクが高まるおそれがあります。

については、避難所の運営やその支援に携わる場合及び避難所等を巡回し健康管理等の業務に携わる場合、エコノミークラス症候群への注意喚起に関するチラシを避難者等に配布し歩行や水分補給等を勧めるなど、避難者への適切な支援を行っていただくとともに、特に車内などで避難生活を送っている方に対して、エコノミークラス症候群への注意喚起とその予防方法について積極的な情報提供をお願いします。

※チラシの掲載先 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000805636.pdf>

4. 管轄避難所等情報の記録様式について

大規模災害時の被災者に係る保健医療福祉活動に係る体制整備については、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（令和8年3月31日付け科発0331第12号厚生労働省大臣官房厚生科学課長他連名通知）により通知しているところです。同通知においては、保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、避難所等での保健医療福祉活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこととされています。避難所が開設された場合の管轄避難所等の状況について情報収集する際に、同通知によりお示ししている以下の避難所情報の記録様式例を御活用ください。

様式例（令和8年3月31日付け通知）

（別添1）主な保健医療福祉活動チーム

（別添2）都道府県保健医療福祉調整本部における指揮調整業務

（別添3）「施設・避難所等ラピッドアセスメントシート」

（別添4）「災害時診療記録 2018」

「災害時診療記録 2018（外傷版）」

「災害時診療記録 2018（精神保健医療版）」

（別添5）「被災者健康相談票」

（別添6）「避難所日報」

（参考）DHEAT 活動ハンドブック（第2版）

「DHEAT 活動日報」

「保健医療活動チーム配

「応援受入シート」

置表」

※記録様式の掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197835.html>

5. 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用について

災害発生時には、「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正について」（令和8年4月1日付け健生健発0401第3号厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知）においてお知らせしている災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）について、御活用をお願いします。

問い合わせ先

厚生労働省健康・生活衛生局

健康課地域保健室・保健指導室

T E L : 03-5253-1111（内 8805、2335）

03-3595-2190

F A X : 03-3503-8563

E-mail : 3hoken@mhlw.go.jp

緊急連絡先 : 090-5345-8452